

地域おこし協力隊制度における 外国人起用に関する考察

山本 訓弘¹

¹非会員 吉野ビジターズビューロー 事務局長（〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市2060-1）

E-mail:kunihiro_yamamoto@yoshino-kankou.jp

本稿では、総務省の行う地域活性化施策のひとつである「地域おこし協力隊制度」についての外国人起用の事例についての考察を行う。地域おこし協力隊は過疎地域等へ移り住み、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みである。本研究は外国人地域おこし協力隊について調査を行い、彼らが日本に来た経緯、活動内容、今後の活動についてをまとめ、今後増加する可能性の高い外国人協力隊の制度についての体系化の考察を行う。

Key Words : *Local activation, Community-Reactivating Cooperator Squad, Coordinator for International Relations ,Inbound*

1. はじめに

地域おこし協力隊（以下「協力隊」とする）は、2008年度より総務省から通達され、2009年度より実施された制度である。都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みである。2016年度では4158人も協力隊が全国で活動しており、今後も政府方針では増加させる狙いがある。協力隊制度の特徴は、自治体が直接外部人財の活用が行える点で、地方において外部人財の活用を促進することが必要という小田切¹の意見に基づきの指摘に基づき創設された制度である。協力隊に関する先行研究では、塚本(2011)は島根県において調査を行い、隊員の姿勢や努力のみならず、人材を誘致・配置する地域住民や自治体が一定の計画性や合意形成・将来展望を有する必要がある²とした。藤田(2014)は、協力隊の制度設計において、各自治体の制度活用方法を調査し、制度の体系化を行った³が、実際の運用実態の具体化には触れていない。また関司(2013)は協力隊の制度について評価軸の提案を行った⁴が、これは日本人向けのものであり、外国人協力隊に向けての評価にはそのまま当てはめることは難しい。協力隊の応募者は日本人が大半であるが、近年、外国籍の協力隊が増加してきているが、外国人協力隊の活動を調査した先行研究はあまり見られない。

本研究は外国人協力隊に着目し、全国での活動状況を調査した。また奈良県内で活躍する外国人協力隊にインタビューを行い、彼らが日本に来た経緯、活動内容等について、まとめ外国人協力隊の制度についての体系化の考察を行うものである。

2. 地域おこし協力隊制度概要

地域おこし協力隊とは都市地域から過疎地域等へ移住し、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、各種の地域協力活動を行う制度である。隊員の地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながらその地域への定住・定着を図る取組である。自治体は隊員1人あたり400万円上限の経費を特別交付税により財政支援を受ける。これら経費は隊員に報償費等200万円、その他経費200万円として支給される。



図-1 地域おこし協力隊について

総務省HP 地域おこし協力隊についてより

3. 外国人地域おこし協力隊の実態

2017年6月現在、地域おこし協力隊は4000人を超える隊員が活動しているが、外国籍の地域おこし協力隊に従事するものも10名超の事例が確認されている。増加傾向にあるものの、まだ希少な事例である。

地域	属性	国籍	業務
奈良県吉野町	30代男性	アメリカ	観光情報発信
奈良県川上村	20代男性	アメリカ	農産物販売
奈良県十津川村	30代男性	フランス	林業
福岡県宗像市	20代男性	フランス	観光情報発信
山形県村山市	20代男性	マレーシア	観光情報発信
新潟県上越市	30代男性	スペイン	農産物加工
岡山県真庭市	30代男性	韓国	ゲストハウス
長野県売木市	40代男性	ドイツ	観光産業
和歌山県串本市	20代女性	トルコ	観光情報発信
大分県竹田市	20代女性	中国	観光情報発信
大分県竹田市	20代男性	韓国	観光情報発信

図-2 外国人地域おこし協力隊就任地域

著者作成

本研究では、SNSを通じて外国人協力隊を導入している地域の事例を募集し、ホームページ等で掲載されている情報を整理したものである。確認できた事例は11事例であり、業務の過半数は観光情報発信の業務に取り組んでおり、その他の事例も観光関連業務であるものが多く、インバウンドを目的とした業務に従事していることが期待されていると思われる。

4. 奈良県での事例インタビュー

奈良県では現在、3名の外国人協力隊が活動しており、本研究では吉野町及び川上村の2名の隊員のインタビューを行った。

吉野町の隊員N氏はアメリカ出身の30代男性であり、N氏の友人が吉野町役場の職員と知り合いであったこと

から協力体制度の紹介があり、本人も日本の農村風景に興味があることから、2017年に協力隊として就任した。従事する業務は観光情報の発信や外国人向け観光プログラムの開発である。N氏は来日は約3年であり、日本語は日常生活においては全く支障なく使用できる。今後は、修験道などの日本固有の文化を経験し、アメリカ人の視点で情報発信を試み、ツアーガイドを行うなどをし、定住の術を模索している。

川上村の隊員E氏はアメリカ出身の20代男性であり、以前に川上村で協力隊をしていた友人に合うため川上村を何度も訪れ、それがきっかけで2016年に協力隊として就任した。従事する業務は村内の農産物直売所の運営である。京都の大学に留学しており、日本語、英語ともに堪能であり、地域の住民とも問題なく会話ができている。今後、定住に向けてのどのように生計を立てていくかは未定である。

これら2事例の採用時の共有点として、知人を通じた採用である。地域おこし協力隊の制度については、事前には知らなかったとのことであった。新しい制度であるので、認知度は高くないことが推測される。また、吉野町と川上村は隣接する自治体ではあるが、両者が共同で事業を推進するというはまだ実現できておらず、今後の事業展開を企画中である。

5. 国際交流員との制度比較

外国籍の人材を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業として一般財団法人自治体国際化協会が行うJETプログラムがある。これは、語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略である。このプログラムの中の国際交流員（CIR Coordinator of International Relations）では、国際交流事業を通じて、国内の情報を発信や翻訳業務を行ったりする⁹⁾。身分としては自治体の嘱託職員としての契約となり、任用期間は1年間で再任用の制度を設けている自治体もある。



図-3 国際交流員業務内容

一般財団法人自治体国際化協会より

地域情報の発信という点で、業務の内容に類似点が見られるが、ここで両者の制度の比較を表にまとめた。

	地域おこし協力隊	国際交流員
制度目的	「地域協力活動」を行いながらその地域への定住・定着	地方自治体において国際交流活動
活動期間	おおむね1年以上3年以下	1年間 再任用あり
活動場所	所属により異なる	自治体の国際交流室など
処遇	自治体の嘱託職員	自治体の嘱託職員
賃金	おおむね年間400万円 報償費200万円+活動費200万円)	所属により異なる。おおむね400万円以内

図-4 地域おこし協力隊、国際交流員制度比較

著者作成

両制度の大きな違いは協力隊が目的が柔軟（言い換えれば目的が曖昧）なのに対し、国際交流員の目的は明確なことが多い。特に国際交流員においては、「文書の校正（ネイティブチェック）または翻訳」や「通訳」の業務であり、協力隊よりも高度な語学力が求められている。また賃金においても協力隊が報償費（年俸にあたる）200万円で月額にすると17万円程度なのに対して、国際交流員では400万円で月額にすると30万円超の自治体が多く、語学力だけでなく、専門性も求められるものと推測される。また、この賃金の原資についても相違点が見られる。協力隊では特別交付税により交付されるのに対し、国際交流員では自治体独自で財源を確保しておく必要がある。募集においても協力隊は主として過疎地域等の制約があるのに対し、国際交流員では地域の制約は存在しない。したがって、都市部において国際交流員が活躍できる場所は多く見られるという特徴がある。また国際交流員はJETプログラムという1987年から開始されたプログラムの一部であり、30年の歴史で海外からの認知度も高いという特徴がある。その反面、協力隊は8年目の制度であり、国内では認知度が上がっているものの、

日本在住の外国人からの認知度はそれほど高くない。

このように、両制度は一定の業務において類似点が見られるものの、制度の運用においては相違点が見られる。

6. まとめ

以上の考察を通じて、外国人協力隊と国際交流員の制度を比較検討を行った。協力隊制度は運用を行う自治体に裁量が大きいため、柔軟な制度運用を行える。しかし、認知度が低いいため採用を進めるためには、人的つながりを探し出し、採用を行う必要がある。また、運用面においても、協力隊は日本人の隊員運用においても模索しているという現状がある。まして、外国人協力隊を採用し、運用するに当たっては多くの課題が出てくるであろう。本研究をもって、効果的な制度活用を通じて地方部へのインバウンド観光振興を推進していくことを期待する。

参考文献

- [1] 小田切 徳美(2011)『農山村再生の実践』農山漁村文化協会
- [2] 塚本 孝之(2011)「地域外部人材誘致・配置施策の展開に関する報告」『島根県中山間地域研究センター研究報告』7巻 pp21-38
- [3] 藤田 容代(2014)「地域おこし協力隊の制度設計および事業展開」『島根県中山間地域研究センター研究報告』10巻 pp57-62
- [4] 関司 直也(2013)「地域サポート人材の政策的背景と評価軸の検討」『農村計画学会誌』32巻3号 pp350-353
- [5] 自治体国際化フォーラム 280号(2013)

(2017.7.1 受付)

STUDY ON UTILIZATION OF FOREIGN "COMMUNITY-REACTIVATING COOPERATOR SQUAD" Kunihiro YAMAMOTO

This paper promotes to analyze issues on the cases of employing foreigners on "Community-Reactivating Cooperator Squad" implemented by the Ministry of Internal Affairs and Communications.

"Community-Reactivating Cooperator Squad" move to depopulated areas, and while committing regional cooperation activities, it is an effort to establish and settle in that area.

This research investigated foreign Community-Reactivating Cooperator Squad and summarized the history, the contents of activity, activities in the future, and consideration of this system.